

第1章

はじめに

1.1 手引きの目的

1.2 手引きの位置づけ

1.3 手引きの使い方

1.4 用語について

第1章 はじめに

1.1 手引きの目的

災害ケースマネジメントは、2005年のハリケーン・カトリーナで甚大な被害を受けたアメリカ合衆国において実施され、我が国においても、東日本大震災や熊本地震、平成28年鳥取県中部地震等の災害において、地方公共団体が主体となって取り組まれてきた被災者支援の手法である。

支援メニューを用意し、申請に基づき当該支援を提供するという従来の被災者支援の手法では必ずしも十分に被災者の自立・生活再建に結びつかないことがあることから、訪問等のアウトリーチにより被災者の状況を把握し、官民連携の下、多様な課題に対応することで被災者の主体的な自立・生活再建のプロセスを支援する災害ケースマネジメントが実施されてきた。

これまで内閣府においても、防災基本計画への災害ケースマネジメントに関連する内容の位置づけや、先進的な事例をまとめた「災害ケースマネジメントに関する取組事例集（令和4年3月）」¹の作成等、災害ケースマネジメントの普及・啓発に取り組んできたところである。

昨今の自然災害の頻発化・激甚化の傾向、超高齢化社会の到来、地域のつながりの希薄化が進む可能性等を鑑みれば、これまで被災経験の無い地方公共団体においても、災害時に災害ケースマネジメントの実施が求められることが想定される。

このため、地方公共団体が災害ケースマネジメントに取り組む際に参照できる手引きを作成することとし、令和4年度に「災害ケースマネジメントの手引書作成に関する有識者検討会（座長：鍵屋一 跡見学園女子大学観光コミュニティ学部コミュニティデザイン学科教授）」を設置し、4回にわたって議論してきたところである。

本手引きは、検討会での意見に加え、地方公共団体やNPO等からの意見等を踏まえ、被災経験の無い地方公共団体でも災害時に適切に災害ケースマネジメントを実施出来るよう、標準的な取組や流れを提示するとともに、先進的な取組事例についても整理し、災害種別や被災状況に応じて地域の実情にあった取組を検討する際の参考ともなるようとりまとめたものである。

なお、災害ケースマネジメントに取り組むにあたっては、その目的は被災者の自立・生活再建であり、災害ケースマネジメントはあくまで目的を達成する手段の一つであることに留意する必要がある。

¹ 災害ケースマネジメントに関する取組事例集
（内閣府（防災担当）令和4年3月）

<https://www.bousai.go.jp/taisaku/hisaisyagyousei/case/index.html>



1.2 手引きの位置づけ

本手引きは、地方公共団体が活用することを想定したものであるが、社会福祉協議会や NPO 等、地方公共団体と一体となって災害ケースマネジメントを担う民間団体においても参考となるものである。

また、本手引きは、災害ケースマネジメントの標準的な取組を示したものであり、本手引きを参考にしつつ、人と人とのつながりの度合いの違いや人口、社会資源の集積等地域の特性、被災の状況に応じて、必要な事項を検討しながら取り組むことが求められる。本手引きのほかに、「災害ケースマネジメントに関する取組事例集（令和4年3月）」²も参照されたい。なお、災害ケースマネジメントは、防災部局、福祉部局をはじめとし、様々な部局が連携して実施することが求められることから、本手引きは関連する部局が連携して取り組むことを前提に作成している。

本手引きの内容は、新たなノウハウや事例を反映する等、絶えず改訂の検討を行うものとする。

改訂履歴

版	改訂	改訂内容
第1版	令和5年（2023年）3月	初版発行

² 災害ケースマネジメントに関する取組事例集
（内閣府（防災担当）令和4年3月）

<https://www.bousai.go.jp/taisaku/hisaisyagyousei/case/index.html>



1.3 手引きの使い方

本手引きは、標準的な取組に加え、実施にあたってのポイント・留意点を示すとともに、これまで災害ケースマネジメントに取り組んできた地方公共団体の事例も記載している。本手引きの内容とこれまで取組を行ってきた地方公共団体の例を参考に、各地方公共団体の実情に応じた取組を検討されたい。

- 第3章では、平時に取り組むべき内容について記載している。
- 第4章では、発災後の取組を3段階に分類し、災害ケースマネジメントの実施方法を記載している。取組を実施する段階の部分を読み進めることで、その段階で行うべき取組や注意点を把握できるように記載しているため、該当段階の部分だけ参照することも可能である。第4章を通読すると記載内容が一部重複するが、同じ取組であっても注意すべき点は段階毎に異なるため、各段階の記載を確認し実施されたい。
- 第5章以降では、第3章と第4章を実施するにあたって留意すべき横断的な事項を記載している。このため、実際に取り組む場合にはこちらについても併せて参照すること。

1.4 用語について

本手引きに頻出する用語についてその内容を下記に示す。全体版は、付属資料 1 に掲載する。

用語	内容
アウトリーチ	災害からの自立・生活再建の課題を抱えながらも自ら支援にアクセスできない被災者に対し、住居や仮設住宅等への訪問、当事者が出向きやすい場所での相談会の開催、地域におけるニーズ発見の仕組みづくり、当事者との関係づくりなどを行うことにより、支援につながるよう積極的に働きかける取組。
アセスメント	被災者の自立・生活再建に必要な支援を行うため、家族構成や住家の被災状況、生業、金銭的課題その他住まいの再建に必要な課題及び介護等の状況、病歴、服薬、その他日常生活上の留意事項等に関する情報をもとに、被災者のニーズを把握し、自立・生活再建に向けた支援の必要性について評価すること。
災害ケースマネジメントケース会議	被災者一人ひとりの自立・生活再建に必要な支援方策や支援の方向性について、行政と関係機関が連携して検討を行う会議。
災害ケースマネジメント情報連携会議	市町村の関係部局の職員、地域支え合いセンター等の支援拠点の職員、関係機関等で、被災者支援の全体状況について情報共有を行うための会議。
災害公営住宅	公営住宅法に基づき、一定の要件に該当する災害の場合に、災害により滅失した住居に居住していた低額所得者に賃貸する公営住宅。
災害ボランティアセンター	近隣住民の助け合いだけでは対応できない規模の災害時に開設され、ボランティアの力を借りて被災者支援や復旧・復興に向けた地域支援を行うための拠点（市町村から要請を受けた社会福祉協議会により設置・運営されることが多い。）。
在宅避難者	様々な理由により避難所に滞在することができないため、ライフラインの止まった自宅もしくはは損傷を受けた自宅で避難生活をおくる被災者。
支援記録	被災者への個別訪問等を実施した際に聞き取った内容やケース会議で決定した内容等、被災者の支援のために行ったことを記録したものの。
地域支え合いセンター（被災者見守り・相談支援等事業）	被災者への見守り・相談支援（生活支援相談員等による個別訪問、見守り支援、各種支援制度の情報提供や地域コミュニティづくり等。）を行うための拠点として設置されるもの（市町村等から委託を受けた社会福祉協議会等の民間団体により運営されることが多い。また、名称も地域によって異なるが、「地域支え合いセンター」の名称で運営している場合が多い。）。
被災者台帳	災害対策基本法に基づき、被災者の支援について「支援漏れ」や「手続の重複」をなくし、中長期にわたる支援を総合的かつ効果的に実施するため、被災市町村が、個々の被災者の被害状況や支援状況、配慮事項等を一元的に集約した台帳。
罹災証明書	災害対策基本法に基づき、市町村の地域に係る災害が発生した場合において、市町村長が交付する当該災害による被災の程度を証明する書面。 被害程度の区分は、住家の損害割合に応じて、全壊・大規模半壊・中規模半壊・半壊・準半壊・準半壊に至らない（一部損壊）の6つに区分される。 罹災証明書は、各種被災者支援策の適用の判断材料として幅広く活用されている。

